

野生鳥獣肉の安全性の確保について

厚生労働省

野生鳥獣肉の処理、加工、調理、販売等は、食品衛生法に基づく営業許可施設において、厚生労働省が策定した衛生管理のガイドライン等に従って衛生的に実施することが必要である。

改正鳥獣被害防止特措法において、国等による野生鳥獣肉の食品としての安全性に関する情報の収集、提供等が規定された。

現 状

- シカ、イノシシ等の野生鳥獣は、牛や豚等の家畜とは異なり、飼料や健康状態の管理がなされていないため、その肉はE型肝炎ウイルスや寄生虫等の汚染リスクが存在。
- 野生鳥獣肉による食中毒を防止するため、平成26年、衛生管理のガイドラインを策定し、都道府県等より関係事業者への監視指導を実施。
遵守状況について調査を実施。

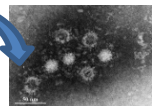
【ガイドラインの主なポイント】

- ☑ 捕獲野生鳥獣の疾病・異常の確認及びその排除。
- ☑ 処理、加工段階で表皮や消化管内容物による枝肉への汚染の防止。
- ☑ 飲食店や家庭での喫食前の十分な加熱。

厚生労働省による今後の対応

- 厚生労働科学研究等を通じ、野生鳥獣肉のリスク評価や管理に資する科学的データの収集、整理、分析。

シカ・イノシシ中の
E型肝炎ウイルス保有調査



E型肝炎ウイルス
出典：国立感染症研究所HP

- 定期的なガイドライン遵守状況調査により、食肉処理施設等の衛生状況を点検。
- 食中毒事案に機動的に対応し、被害の拡大防止。
- 野生鳥獣肉の取扱い関係者や消費者に対して、野生鳥獣肉のリスク、処理、加工の安全確保、加熱の重要性等食品の安全に関する知識の普及。

野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドライン

- 平成26年5月、鳥獣保護法の改正に伴い、今後、野生鳥獣の捕獲数が増加し、食用としての利活用が増加する見込みであり、食用に供される野生鳥獣肉の安全性の確保を推進していく必要がある※¹。

※¹ 平成26年5月22日参議院環境委員会附帯決議

「捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、国において最新の知見に基づくガイドラインを作成するとともに、各都道府県におけるマニュアル等の作成を支援するなど衛生管理の徹底等による安全性の確保に努めること」

- 野生鳥獣肉の衛生管理について「野生鳥獣肉の衛生管理に関する検討会」※²において検討し、その結果を踏まえ、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」を策定し、平成26年11月に全国の都道府県等に通知。

※² 病原体や衛生管理の専門家、地方自治体、消費者団体、日本ジビエ振興協議会、大日本猟友会など関係者10名を構成員とし、平成26年7～9月に計4回実施。

野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)の項目

狩猟

- 狩猟しようとする野生鳥獣に関する異常の確認
(家畜の生体検査に相当)
- 食用とすることが可能な狩猟方法
- 屋外で放血する場合の衛生管理
- 屋外で内臓摘出する場合の衛生管理、内臓の異常の有無の確認
- 狩猟者の体調管理及び野生鳥獣由来の感染症対策

運搬

- 具体的な運搬方法
- 狩猟者と食肉処理業者の連絡体制
- 狩猟個体の相互汚染防止
- 食肉処理業者に伝達すべき記録の内容

処理

- 狩猟者における衛生管理についての確認
- 食肉処理場の施設設備等
- 食肉処理業者が、解体前に当該野生鳥獣の異常の有無を確認する方法
(家畜の解体前検査に相当)
- 食肉処理業者が解体後に野生鳥獣の異常の有無を確認する方法
(家畜の解体後検査に相当)
- 工程毎の衛生管理

加工、調理、販売

- 仕入れ先
- 記録の保存
- 十分な加熱調理
- 使用器具の殺菌
- 野生鳥獣である旨の情報提供

消費

- 十分な加熱調理
- 使用器具の殺菌

衛生管理の技術を有する狩猟者と野生鳥獣肉を取扱う事業者とによる適切な衛生管理

食品衛生法に基づき都道府県等が条例により定めた管理運営基準(ソフト)
食品衛生法に基づく食肉処理業、飲食店営業、食肉販売業等の業許可と施設基準(ハード)

1. 野生鳥獣肉の病原体保有状況及び食中毒発生状況

【国内の野生鳥獣（生体）の病原体保有状況】 平成27年度厚生労働科学研究報告より抜粋

病原菌		保有率	検査部位
イノシシ	E型肝炎ウイルス	2.4% (13/531)	血液
	トリヒナ(寄生虫)	100% (6/6)	筋肉
	カンピロバクター	14.5%(20/138)	糞便
シカ	腸管出血性大腸菌	15.5%(24/155)	糞便
	トリヒナ(寄生虫)	77.8% (7/9)	筋肉

【最近の野生鳥獣肉による食中毒】

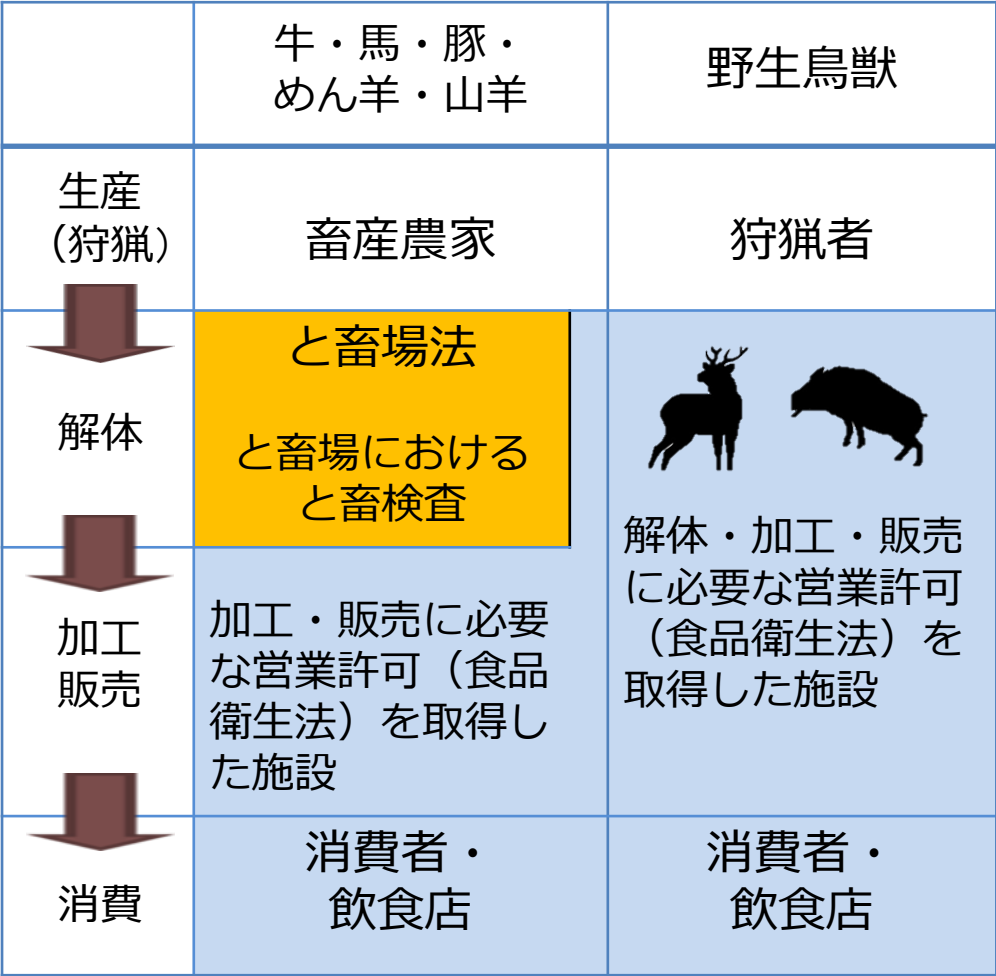
昨年12月、ハンターが飲食店に持ち込んだクマ肉を加熱不十分な状態で提供したことによるトリヒナ食中毒が発生。
・患者21名
・飲食店は営業禁止処分

2. 野生鳥獣処理施設における衛生管理のガイドラインの遵守状況
(厚生労働省調べ(平成28年9月) 全国478施設)

	● 実施率の高い項目	● 実施率の低い項目
①	捕獲動物の疾病確認・排除(100%)	金属探知の実施(32.4%)
②	飲用適の水を用いた食肉処理(100%)	定期的な細菌検査の実施(34.1%)
③	処理後の速やかな食肉冷蔵(95.4%)	疾病・異常排除の記録(41.7%)

※ 括弧内は遵守率(自己点検による)。
※ 処理施設に対して、都道府県等が監視指導を実施。

3. 食肉の販売の流れ



安全確保の取組と獣皮の有効利用について

経済産業省

1. 追い払いに使用する火薬類や電気さくらの安全確保

(1) 動物駆逐用煙火による事故発生件数

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
1件	3件	7件	4件	1件

(2) 動物駆逐用煙火に関する注意喚起のポスター

「打揚式動物駆逐用煙火※」の破裂による怪我を防ぐために

※打揚式動物駆逐用煙火…発音体が筒から連続して発射されるものもあり、発音体の爆発音で動物を追い払う花火です

持ち手が破裂！

当該煙火を使用の際は、**絶対、「直接」手に持たない！**

やむを得ない場合は、「専用の手持ち用ホルダー」を使用！

更に、

「ゴーグル」 + 「革手袋」 + 「耳栓」
を**併用**する！

①体からなるべく離す
②ホルダーの底は体に向けない

ホルダーは、煙火の破裂による被害を完全に防止するものではありません。
専用ホルダーに加え、革手袋等の防護具の併用を必ず行って下さい。

取扱説明書に記載されている使用方法、使用上の注意を遵守するとともに、
安全な取扱いを心がけてください。

経済産業省

(3) 電気さくによる事故発生件数

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
—	—	—	1件	—

(4) 電気さくに関する注意喚起のポスター



**確認
しましょう!!**

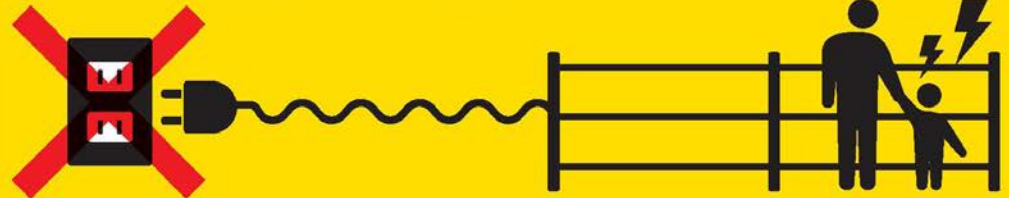
電気さくの正しい設置方法

「電気さく」とは?

- 田畑や牧場などで、高圧の電流による電気刺激によって、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する「さく」のことです。
- 「電気さく」は、人に対する危険防止のために、電気事業法で設置方法が定められています。

「電気さく」を設置する際の主な注意点

家庭用電源から直接、電気さくに電気を供給させることは絶対に行わないでください。
人や家畜を死傷させる事故につながるおそれがあります。



⚠ 漏電遮断器の設置

電気さくに公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合、30ボルト以上の電源(家庭のコンセントなど)から電気を供給するときは、漏電による危険を防止するために、漏電遮断器を設置する必要があります。

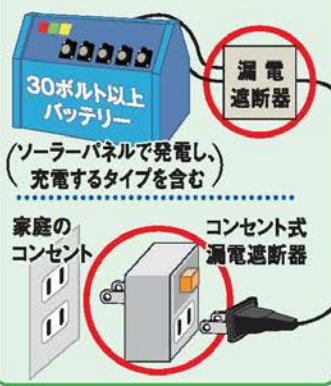
⚠ 電気さく用電源装置の使用

電気さくに電気を供給する場合は、感電により人に危険を及ぼすおそれのないように、出力電流が制限される電気さく用電源装置を用いる必要があります。

⚠ 開閉器(スイッチ)の設置

電気さくに電気を供給する回路には、電気さくの事故等の際に、容易に電源から開放できるように、開閉器(スイッチ)を設置する必要があります。 ※電源装置本体に付属されており、容易に操作できる場合、外部に追加する必要はありません。

電源及び漏電遮断器

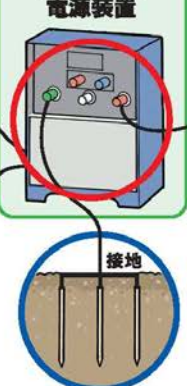


30ボルト以上
バッテリー
(ソーラーパネルで発電し、
充電するタイプを含む)

家庭の
コンセント

コンセント式
漏電遮断器

**電気さく用
電源装置**



接地

**開閉器
(スイッチ)**



ON
OFF

⚠ 危険である旨の表示

電気さくを設置する場合は、人が見やすいように、適当な位置や間隔、見やすい文字で危険である旨の表示を行う必要があります。



**感電注意
かんでんちゅうい**

電気さくの設置方法については、お近くの経済産業省の産業保安監督部等までお問い合わせ下さい。

北海道産業保安監督部.....(011-709-1795)	中部近畿産業保安監督部近畿支部.....(06-6966-6056)
関東東北産業保安監督部東北支部.....(022-221-4947)	中国四国産業保安監督部.....(082-224-5742)
関東東北産業保安監督部.....(048-600-0386)	中国四国産業保安監督部四国支部.....(087-811-8585)
中部近畿産業保安監督部.....(052-951-2817)	九州産業保安監督部.....(092-482-5519)
北陸産業保安監督部.....(076-432-5580)	那覇産業保安監督事務所.....(098-866-6474)

2. 皮革関連産業への支援（獣皮の有効利用）

皮革産業振興対策事業費補助金

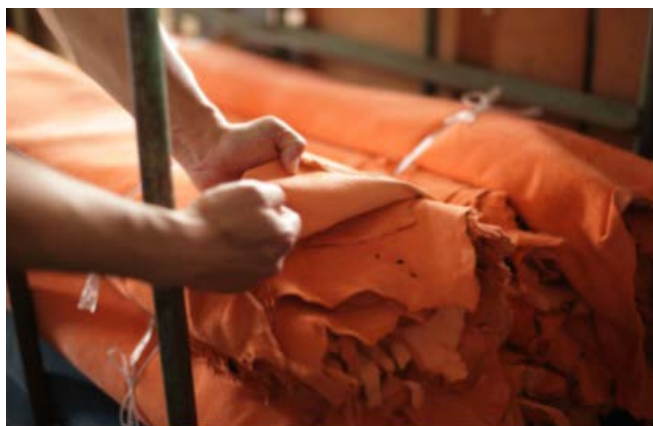
【平成29年度予算案額：2.9億円】

●事業の内容

中小零細企業が多い我が国皮革関連産業について、需要開拓、ブランド化・高付加価値化への対応、人材育成等の事業に対して支援を行い、我が国皮革関連産業の国際競争力を強化する。

具体的には、皮革関連産業の団体または事業者で構成されるグループ（4社以上）が実施する、皮革製品の試作品の製作や国内外の展示会への出展などの取組を支援。獣皮の有効利用に向けても、本補助金により支援可能。

<なめした獣皮(鹿革)>



<獣皮(鹿革)を使用した試作品の例>



基本的な考え方

防衛省・自衛隊による鳥獣被害対策については、地方公共団体等からの協力依頼があった場合には、土木工事等の受託（自衛隊法第100条）による枠組みでの対応を基本とし、以下の考え方に基づき、個別に対応。

土木工事等の受託（自衛隊法第100条）

- (1) 事業区分（隊法第100条、施行令第121条第2項）
土木工事、通信工事、防疫事業、医療事業（へき地に限る）、輸送事業
- (2) 鳥獣被害対策の場合の事業例
侵入防護柵の設置のための造成工事、緩衝帯の整備
- (3) 受託の要件
 - ① 機械操縦など訓練の目的に適合する場合
 - ② 任務に支障を生じない範囲
 - ③ 民業を圧迫しないこと→ 上記要件を満たし、防衛大臣等の承認を得たもの

（参考） 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針

最終改正：平成27年5月29日付け農林水産省告示第1396号

二 3 （7） ④ 自衛隊への協力要請に関する事項

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条の規定に基づき、自衛隊に対して侵入防止柵の設置又は緩衝帯の整備について協力を求める場合（例えば、侵入防止柵の設置に先立ち建設機械を用いる比較的大きな造成工事等が必要になる場合又は建設機械を用いて緩衝帯を整備する場合）には、自衛隊に協力を求める内容について記載する。

ただし、自衛隊への協力要請については、事前に、農林漁業者自らによる工事の施行、建設業者への委託等、他の手段による対応の可能性について検討を行い、必要に応じて、都道府県、国に対して、技術的な助言その他必要な援助を求めた上で、なお、過疎化、高齢化等により他の手段による被害防止対策の実施が困難と判断された場合において、自衛隊による対応の可否を確認した上で、これを行うものとする。

その他の最近の協力

○地方公共団体が実施する鳥獣被害対策への協力

- 北海道が実施する「エゾシカ駆除計画」への協力(22～26年度)
 - ※ 自衛隊ヘリによるエゾシカの捜索及び生息状況調査や、雪上車等により捕獲したエゾシカの輸送支援
- 高知県におけるニホンジカ被害対策に係る自衛隊の協力(26～28年度)
 - ※ 駆除の際の自衛隊ヘリによる生息偵察等の支援

○ 隊友会との連携

鳥獣の被害を防止するためには、捕獲の担い手である狩猟者の確保が重要な課題の1つであることから、自衛隊OBで構成される隊友会の会員に対し、狩猟の魅力や社会的役割について、農水省や環境省と連携して、広報・普及活動の協力を要請。

【具体的な広報・普及活動の取り組み】

平成28年6月に開催された隊友会定時総会において、農水省や環境省と協力して、以下の取組を実施。

- ・農水省や環境省から全国の都道府県隊友会に対し、鳥獣被害対策の重要性を説明
- ・隊友会員に向けたパンフレットを配付
- ・地方自治体から鳥獣被害防止活動への参加依頼があった場合における協力要請

地方公共団体への協力



隊友会への協力依頼



隊友会員へのパンフレット

全国の隊友会・隊友会員の皆様へ

野生鳥獣の被害対策を通じて
地域貢献しませんか？



- 1 地域ぐるみの被害防止活動への参加ご案内
- 2 狩猟フォーラムへの参加ご案内



平成28年6月23日
農林水産省
環境省

平成29年2月3日

警察庁

1 警察における鳥獣による被害の防止のための取組

(1) 出現時の対応

イノシシ等の鳥獣が出現した旨の110番通報等がなされた場合には、直ちに現場に向かい、周辺住民に被害が及ばないよう自治体等関係機関・団体と連携した被害防止対策を行っている。

(2) 広報・啓発活動の実施

自治体等との連携を強化し、イノシシ等の鳥獣による人身被害の防止に係る広報資料を作成するなどの広報・啓発活動を行っている。

2 技能講習免除の特例件数

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	累計
免 除 者	2,191	15,319	17,838	19,373	54,721
鳥 獣 被 害 対 策 実 施 隊 員	269	2,523	4,290	6,099	13,181
そ の 他 の 捕 獲 等 従 事 者	1,922	12,796	13,548	13,274	41,540

※ 技能講習免除の特例制度

(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)附則第3条)

- 鳥獣被害対策実施隊員(改正鳥獣被害防止特措法附則第3条の施行の日(平成24年9月28日)から、当分の間)
- その他の捕獲等従事者(改正鳥獣被害防止特措法附則第3条の施行の日から平成33年12月3日までの間)

(内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める要件)

- 許可等申請日前1年以内に鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加した者
- 許可等申請日前3年以内に銃刀法に基づく指示処分を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にない者のいずれにも該当する者

3 猟銃による事件・事故防止のための指導等

猟銃等の事故等を防止するため、各種講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理の徹底について指導を行うとともに、毎年、銃砲の一斉検査を実施している。

また、技能講習免除者に対して、経験者講習及び一斉検査等の場を通じ、事故防止のための指導を行うとともに、猟銃の操作及び射撃の技能向上並びに安全確保が図られるよう銃刀法第10条の2第1項及び第2項に基づく指定射撃場における射撃の練習を行うことを指導している。

※ 猟銃等の人身事故発生状況

年 別	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
件 数	23	32	31	35	20	23	24	25	20	8	17

※ 平成28年については暫定値